

# 販売代金保証サービス利用規約

セイノーフィナンシャル株式会社（以下、「乙」といいます。）は、乙が提供する販売代金保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用について、以下のとおり利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。本サービスの利用者（以下、「甲」といいます。）は、予め本規約およびこれに付随して乙が定める細則等（以下、「本規約等」といいます。）に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

## 第1条 目的

1. 本規約は、乙が甲に対し、甲が自己の直接の営業上で取得した各債権に対する支払いの保証をし、甲が乙に対し、支払いの保証の対価として保証料（以下、「保証料」といいます。）を支払うことに関して、甲乙間の合意事項を定めることを目的とします。本規約において、乙の甲に対する支払いの保証を以下「本支払保証」、本支払保証の対象となる債権を以下「対象債権」、対象債権の各債務者を以下「対象債務者」、対象債権にかかる甲と対象債務者との営業上の取引を以下「対象取引」といいます。

## 第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を希望する場合、本規約等の内容を承認のうえ、乙所定の申込書に必要項目を記入、捺印の上、乙に交付します。
2. 甲は、申込に当たり、乙のウェブサイトに掲載されている「個人情報保護に関する基本方針」並びにこれに基づく個人情報の取扱要領を確認し、同意するものとします。
3. 乙は、前2項に基づく申し込みを受けた場合、乙所定の基準により審査を行ったうえで、利用の承諾を行う場合には、利用者に通知し、必要書類を交付します。
4. 乙は、申請された情報に虚偽の記載があった場合や、利用が適当でないと判断した場合は、利用を承諾しないことができます。

## 第3条 対象債権

1. 本規約に基づく対象債権は、甲が対象債務者から自己の直接の営業上で取得した売掛債権（将来債権を含む）および手形債権とします。ただし、次の各号に掲げる甲の対象債務者に対する債権は対象債権に含まれないものとします。
  - ①金銭消費貸借契約に基づく債権
  - ②金銭消費貸借契約を原因関係とする手形債権
  - ③融通手形契約に基づく手形債権

- ④甲が、保証依頼の前後を問わず、対象債務者に対して支払期日の延期を認めた売掛金債権、書き換えられた手形に基づく手形債権
  - ⑤対象債務者に第11条第1項に規定する事由が発生した日以降に甲が取得した債権
  - ⑥手形要件に不備がある手形、手形を無効とする、あるいは手形の裏書を禁止する記載等のある手形に基づく手形債権
  - ⑦偽契約、偽造変造された契約書または偽造変造された手形に基づく債権
  - ⑧取引信用保険または本規約と類似した契約に基づき、甲が乙以外の第三者との間で、すでに本規約と同様または類似した契約を締結している債権。ただし、甲の対象債務者に対する総債権額の一部が当該契約に基づいて保証されており、甲の申し出に基づき、当該契約における保証対象外の債権について、乙が保証する旨を甲に承諾した場合はこの限りではありません。
  - ⑨その他、前記各号に準ずる債権
2. 前項の規定にかかわらず、甲の申し出に基づき、乙がその他の種類の債権について保証する旨を甲に承諾した場合はこの限りではありません。

## 第4条 保証の種類

---

1. 本規約に基づく保証の種類は次の各号とします。ただし、その他の種類の保証形態を乙が承諾した場合はこの限りではありません。
  - ① 個別債権保証  
甲と対象債務者間における個別の取引などによって、甲が対象債務者から取得した金額の確定した売掛金債権または手形債権について、乙が保証をする保証形態。
  - ② 極度額保証  
甲と対象債務者間における継続的な取引等によって、甲が対象債務者に対して保有または取得する売掛金債権または手形債権について、乙が甲乙間で定めた極度額の範囲内で保証をする保証形態。

## 第5条 保証限度額および保証料率等の設定

---

1. 甲は、本支払保証を希望する場合、本支払保証を希望する対象債権にかかる対象債務者ごとに、乙の指定する「審査依頼書」を乙に提出し、保証限度額および保証料率等の設定を依頼します。
2. 乙は、前項の「審査依頼書」を受領した場合、審査の上、対象債務者毎に本支払保証の可否および保証限度額、保証料率等を記載した「保証限度額設定通知書」（以下、「設定通知書」といいます。）を甲に対して交付します。
3. 甲が、前項の「設定通知書」記載の通知日以降2ヶ月間第8条に規定する「保証依頼書」の提出をしなかった場合、もしくは継続して2ヶ月間乙に対して対象債務者の対象債権について保証依頼をしなかった場合、当該対象債務者にかかる「設定通知書」の結果および内容は失効します。

## 第6条 甲による保証限度額等の再設定依頼

---

1. 甲は、「設定通知書」記載の対象債務者について、「保証再審査依頼書」（以下、「再審査依頼書」といいます。）を提出することで、保証限度額および保証料率等の再設定を依頼することができます。
2. 乙は、前項の甲による再設定の依頼について、乙の定める方法に従い対象債務者の信用状態等を再度審査の上、当該対象債務者について本支払保証の可否および保証限度額、保証料率等を再度設定し、再設定した保証限度額および保証料率等を乙の指定する方式で甲に対して通知します（以下、かかる通知を「再設定通知書」といいます。）。再設定通知書の通知日以降に開始する本支払保証については、変更後の保証限度額および保証料率が適用されるものとします。

## 第7条 乙による保証限度額等の変更

---

1. 乙が「設定通知書」または「再設定通知書」（以下、「設定通知書等」といいます。）を甲に交付した後、乙が保証限度額、保証料率等の変更または廃止が必要と認めた場合には、乙は甲と協議することなく変更通知書の交付をもって保証限度額、保証料率等を変更または廃止できるものとします。当該変更または廃止は変更通知書記載の通知日より効力を生じるものとし、以後乙は、変更後の保証限度額を超える本支払保証につき、すべて免責されます。ただし、通知日以前に第8条に基づいて甲が保証を依頼し、乙が保証を受諾している対象債権（以下、「確定対象債権」といいます。）については、変更前の保証限度額、保証料率等が適用されます。

## 第8条 保証依頼と本支払保証の確定

---

1. 甲は、乙より「設定通知書等」による保証限度額、保証料率等が設定された対象債務者にかかる対象債権について本支払保証を希望する場合、以下の手続きをもって保証を依頼します。
  - ① 個別債権保証  
保証を依頼しようとする対象債権にかかる目的物の納品月末日から4営業日以内に、乙所定の「保証依頼書」を乙に提出します。
  - ② 極度額保証  
保証の開始を希望する日の3営業日前までに、乙所定の「保証依頼書」を乙に提出します。保証開始日は、原則として継続取引における請求金額計算期間の最終日の翌日または対象取引支払期日の翌日とし、保証期間は原則として6ヶ月間とするが、甲が希望し乙が承諾した場合はこの限りではありません。
2. 乙は、甲から前項の保証依頼を受けた場合、以下のように「保証確認書」を交付し、その「保証確認書」の交付によって本支払保証の内容が確定するものとします。

## ① 個別債権保証

「保証依頼書」を受領した場合、「保証依頼書」に記載された保証依頼の内容が、審査依頼または再審査依頼の内容に合致していることを確認のうえ、5営業日以内に甲に対して「保証確認書」を交付します。なお、乙は、保証依頼日に、対象債権に第11条第1項第一事由または第11条第1項第二事由のいずれか（以下、「第11条第1事由」といいます。）が発生していた場合でも、甲の対象債権取得日が第11条第1項事由発生前であった場合には、その保証を受託し本支払保証の履行責任を負うものとします。

## ② 極度額保証

「保証依頼書」を受領した場合、「保証依頼書」に記載された保証依頼の内容が、審査依頼または再審査依頼の内容に合致していることを確認のうえ、3営業日以内に甲に対して「保証確認書」を交付します。

3. 保証依頼の内容と設定通知書等の内容に相違がある場合、乙は保証依頼された対象債権についての保証の諾否及び保証限度額、保証料率等について乙の裁量で決定することができます。

## 第9条 保証料の請求と支払い

1. 乙は、次の各号の方法で保証料を計算し、第8条の「保証確認書」の交付と併せて、甲に対して書面（以下、「保証料請求書」といいます。）をもって保証料の支払を請求するものとします。

### ① 個別債権保証の保証料

確定対象債権の金額に設定通知書等記載の保証料率を乗じた金額。

### ② 極度額保証の保証料

極度額に「設定通知書等」記載の月当たり保証料率を乗じ、保証期間の月数を乗じた金額。なお、月数の計算における1ヶ月未満の日数については、1日を「30分の1」月として計算するものとします。

2. 甲は、「保証料請求書」を受領後5営業日以内に、乙が指定する銀行口座に保証料を振り込むものとします。ただし、他の支払い期日を甲が希望し乙が承諾した場合はこの限りではありません。なお、振込手数料は甲が負担します。

3. 甲より乙に支払われた保証料は、いかなる場合も返還しないものとします。

4. 甲の保証料の支払が遅延した場合、保証料の支払遅延期間中に対象債務者が第11条の保証履行事由に該当した時は、乙は本支払保証につき免責されます。

## 第10条 信用調査などに関する協力・守秘義務

1. 甲は、第5条第2項の本支払保証可否決定のため乙が行う対象債務者の調査および「設定通知書等」の交付後に乙が必要と判断するときに行う対象債務者の調査に協力（対象債務者に関する情報の提供を含みます。）するものとし、甲および乙は、それに関する知り得た情報ならびに調査の結果（以

下、総称して「機密情報」といいます。)について、善良なる管理者の注意をもって管理し、厳に相互に秘密を守る義務を負い、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示しないものとします。

2. 前項の規定に関わらず、乙が本規約に基づく業務を遂行するにあたり必要な情報については、乙の関連会社、提携会社、業務委託先、本規約に関して甲が契約を締結している第三者等、情報を知る合理的の必要性がある者に開示することができます。ただし、乙は開示先に対して、乙と同等の義務を負わせるものとします。
3. 乙は、保証履行で取得する求償権に保証もしくは保険をかける(以下、「再保証」といいます。)ことができます。再保証をかける際、乙は、第1項にかかわらず再保証受託者に対して機密情報を提供することができます。
4. 次の各号に該当する情報は、機密情報には含まないものとします。
  - ①公知であるもしくは一般に入手することができる情報
  - ②情報を受領した当事者(以下、「受領当事者」といいます。)の故意、過失によらず公知となったか、一般に入手できるようになった情報
  - ③受領当事者が他の当事者から情報を受領した時点で既に知っており、そのことを書面による記録で証明できる情報
  - ④本規約に基づく本サービス申込後、第三者から権利として且つ開示制限なしに受領当事者に提供された情報
  - ⑤裁判所の命令もしくは法律によって開示を要求された情報
5. 甲が個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)に規定される個人情報取扱事業者に該当する場合には、甲は、本条及び第17条第2項に基づく乙並びにその子会社(以下、「乙等」といいます。)による対象債務者に関する情報の利用その他、本規約に付随して行なわれる乙等による対象債務者に関する情報の利用について、個人情報保護法に則って適切な措置を講ずるものとします。
6. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続するものとします。

## 第11条 本支払保証の履行事由

1. 保証期間内において、以下の事由が発生した場合、甲は乙に対して本支払保証の履行を請求することができます。なお、乙の判断により保証履行事由範囲を変更し、「設定通知書等」に保証履行事由の変更について記載された場合は、当該変更内容が適用されるものとします。
  - (1) 対象債務者が、確定対象債権の支払期日(期限の利益を喪失した場合の期限の利益喪失日を含みます。以下同じ。)までに、甲に対して当該確定対象債権の全部または一部の支払を履行しない場合(以下、本事由を「第11条第1項第一事由」といいます。)。
  - (2) 対象債務者に次の各号のいずれかに該当する事由が発生し、対象債務者が甲に対する債務を履行できなくなった場合(以下、本事由を「第11条第1項第二事由」といいます。)。
    - ①破産手続の開始の申立、民事再生手続の開始の申立、会社更生手続の開始の申立もしくは特別清算の開始の申立

- ②対象債務者またはその代理人からの任意整理を開始する旨の債権者に対する通知または債権者集会の開催
- ③資金不足・取引なしの理由による振出手形または小切手の不渡
- ④手形交換所の取引停止処分
- ⑤営業の廃止及び本店事務所の閉鎖。ただし、本号については甲が現地確認、あるいはそれに代わる資料をもって乙に報告し、乙の認定によるものとします。

2. 乙は、前項の規定にかかわらず、以下の場合には本支払保証の履行責任を負いません。

- ①対象取引にかかる契約が法律上成立していない場合、または、甲および対象債務者間で対象取引または確定対象債権に関して紛争が生じている場合。ただし、当該紛争が解決し、乙が本支払保証を履行すべき確定対象債権が存在することが明確になった場合、乙はその確定対象債権について本支払保証の履行責任を負います。
- ②保証開始日前日までに、対象債務者につき前項記載の事由が発生していた場合。ただし、前項記載の事由発生前に、甲が取得し、甲が保証依頼を行う場合を除きます。
- ③前項各号の事由発生時に、甲が確定対象債権と同一の原因関係に基づき負っている自己の債務を履行していない場合
- ④乙が本支払保証を履行すべき事由が発生しているにもかかわらず、当該事由の発生時から乙が甲に対し保証履行するまでの間に、甲が対象債務者より確定対象債権の支払を受けた場合
- ⑤甲が提出した「審査依頼書」「再審査依頼書」または「保証依頼書等」に記載されている内容が、甲の故意または過失により事実と相違していた場合
- ⑥第4項に定める「乙指定の書面」および資料を、第12条第1項もしくは第2項に定める期日までに提出していない場合
- ⑦甲が対象債務者に対し金銭債務を負っている場合。なお、前項各号の事由発生時に相殺適状にならない場合でも、対当額については本支払保証債務の履行を免責され、当該対当額を超える部分については本支払保証債務の履行責任を負います。
- ⑧甲が、故意または過失により確定対象債権の保全・取立てその他適切な履行請求を怠ったために対象債務者から当該債権の全部または一部の弁済を受けることができなかった場合
- ⑨甲が、本規約の規定に違反した場合
- ⑩甲が対象債務者と通謀して乙に保証させることを意図していた場合
- ⑪甲が確定対象債権の全部または一部を第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分を行った場合
- ⑫本支払保証の対象となった債権が、第3条に規定する対象債権の範囲外の債権であった場合
- ⑬第9条第4項、第12条第4項、および第16条第2項記載の場合
- ⑭天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他対象債務者の責めに帰することができない事由により対象債務者が前項各号に該当した場合、および天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、その他乙の責めに帰することができない事由により乙が本支払保証を履行できない場合

3. 甲は、対象債務者に第1項記載の事由（第11条第1項第一事由および第11条第1項第二事由）が  
販売代金保証サービス利用規約 vol.1\_20260114

発生した場合または発生する恐れのある場合には、乙に対して、直ちに乙指定の書面にて通知しなければなりません。

4. 甲は、前項の場合、調査のうえ必要事項を記入した乙指定の書面と以下の資料を添付して速やかに乙に提出しなければなりません。

①甲および対象債務者間の支払条件記載の取引契約書、取引記録がわかる元帳あるいはそれに代わるもの

## 第 12 条 本支払保証の履行請求

---

1. 甲は、第 11 条第 1 項第一事由の場合に本支払保証の履行を請求する場合、確定対象債権の支払期日から 1 カ月以内に、乙に対して所定の「保証履行依頼書」（以下、「履行依頼書」という。）および乙が要求する資料を提出するものとします。なお、甲は、乙に対し履行を請求する確定対象債権が手形債権の場合、「履行依頼書」とともに、不渡付箋付の当該手形に期限後裏書（無担保裏書）して、乙に本支払保証の履行を請求します。
2. 甲は、第 11 条第 1 項第二事由の場合に本支払保証の履行を請求する場合、次の期限までに、乙に対し乙所定の「履行依頼書」および乙が要求する資料を提出するものとします。
  - ① 個別債権保証 確定対象債権の支払期日の翌日から 5 営業日以内。
  - ② 極度額保証 第 11 条第 1 項第二事由各号記載の各事由の発生を知りえた日（客観的状況から相当とされる判断に基づくものとします。）から 3 営業日以内。
3. 乙の判断により保証履行事由範囲を変更しこれを適用する場合は、乙は、当該変更された保証履行事由に照らし相当な範囲において、前項の「履行依頼書」の提出期限を変更することができ、このとき甲はこれに従うものとします。この場合、乙は、変更後の「履行依頼書」提出期限を設定通知書等に記載するものとします。
4. 甲が第 1 項または第 2 項の期間内に「履行依頼書」の提出をしない場合には、その期間の経過をもって、乙は甲に対する本支払保証に基づく保証債務の履行の責任を免れます。

## 第 13 条 本支払保証の履行

---

1. 乙は、甲による「履行依頼書」を受領した場合、甲および対象債務者間の対象取引にかかる債権債務関係の存在と第 11 条第 1 項の履行請求事由の事実を確認し、かつ本支払保証および本支払保証の履行請求が第 11 条第 2 項各号に該当しないことを確認のうえ、第 11 条第 1 項第一事由の場合は、原則として「履行依頼書」受領後 12 営業日以内に、第 11 条第 1 項第二事由の場合は、原則として「履行依頼書」受領後 30 営業日以内に、甲の指定する銀行口座に振り込むことにより本支払保証を履行するものとします。ただし、乙の責によらない事由で、上記確認を上記期間内にできない場合

は、甲に通知したうえで本支払保証の履行を延期することができます。なお、乙に保証債務独自の遅延損害金は発生しないものとします。

2. 乙が甲に対して履行する保証債務額は、保証限度額の範囲内の確定対象債権に限るものとし、対象取引における遅延損害金、違約金等は含まれないものとします。

## 第14条 保証履行後の債権の取立・回収

1. 乙が前条の規定に従い、甲に対して本支払保証履行後の対象債権の取扱い等については、甲の有していた対象債務者に対する対象債権の合計額が、以下のいずれに分類されるかに従い、以下のとおり定めます。

①甲の有していた対象債務者に対する対象債権の合計額が、乙が本支払保証を履行した確定対象債権額（以下、「履行金額」といいます。）である場合

乙は、本支払保証の履行により、甲が対象債務者に対して有していた対象債権全額について求償権を取得します。また、対象債務者から配当その他の方法により弁済があったときは、甲はその全額を乙に支払うものとします。

②甲の有していた対象債務者に対する対象債権の合計額が、乙の履行金額を上回る場合

乙は、甲が対象債務者に対して有していた対象債権のうち、履行金額相当分の求償権を取得し、乙の裁量による判断で対象債務者に対し求償権を行使することができるものとし、甲は乙の当該求償権の行使に協力するものとします。また、対象債務者から配当その他の方法により弁済があったときは、甲または乙が弁済を受けた金額を、甲の有していた対象債務者に対する債権の合計額から乙の履行金額を差し引いた金額（甲の持分相当額）と乙の履行金額（乙の持分相当額）とで按分し、甲または乙は相手方にその持分相当額を支払うものとします。

2. 乙が保証履行により取得した求償権に再保証をかける場合、再保証受託者が保証履行し求償権を取得したときは、前項にかかわらず、再保証受託者によっても再保証受託者が取得した求償権が行使されることを、甲は確認します。

3. 甲または乙は、第1項の規定に基づき、対象債権の権利行使を行うに際し、債権届出、債権者集会参加等、債権の管理回収に関する適正な措置を講ずるとともに、当該債権の消滅時効、償却、放棄等の相手方に不利益を生じさせる事項については、相手方当事者に速やかに通知し対応を協議するものとします。

## 第15条 保証履行金の返還

1. 乙が本支払保証の履行をした後、次の各号いずれか一つにでも該当することが判明した場合、甲は、受領した履行金額全額を直ちに乙に返還しなければなりません。

① 本支払保証の履行以前に第11条第2項各号に該当する事実が存在していた場合

② 本支払保証の履行以前に甲につき第21条第3項記載の各号に該当する事実が存在していた場合

- ③ 本支払保証の履行対象となった債務が第3条に規定する対象債務の範囲外の債務であった場合

## 第16条 支払い義務者に関する報告

1. 甲は、対象債務者が社名、代表者、住所等の変更を行った事実、または対象債務者が支払条件の変更を甲や他の債権者に申し出るなど、第11条第1項に該当する事実が発生するおそれがある等、その状況に重大な変化を生じたことを知ったときは、直ちに書面にて乙に報告するものとします。
2. 対象債務者に第11条第1項の事由が発生した場合、前項の報告事実を知った後に甲が対象債務者から取得した対象債権について、乙は本支払保証につき免責されます。

## 第17条 保証履行債権の調査などに関する協力

1. 乙は、第12条の規定に基づき甲が乙に対して本支払保証の履行を請求した債権が第3条に規定する対象債権の範囲内の債権であるか否か、並びに第11条第1項各号に規定する事由の発生および第11条第2項各号に該当する事実の有無を調査することができるものとし、この調査にあたり、乙が対象債務者に対して甲の保証依頼先として乙の立場を明らかにしても、甲は異議を述べません。
2. 前項の調査のため乙が必要とするときは、甲は対象債務者に関する保証、担保、契約、協定その他取引上の資料を乙に開示し、乙から請求があった場合にはその写しを交付するなどして乙の調査に協力しなければなりません。

## 第18条 譲渡などの禁止

1. 甲は、本規約に基づく契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を、乙の書面による承諾なくして譲渡その他のいかなる処分もしてはなりません。

## 第19条 有効期間

1. 本サービスの有効期間は第2条第2項により乙が利用を承諾した日から1年間とします。ただし、期間満了日の1ヶ月前迄に甲乙のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、本サービスは自動的に同一内容で更に1年間更新するものとし、以後も同様とします。

## 第20条 解約

1. 前条の定めにかかわらず、甲または乙は相手方に1ヶ月前までに文書をもって通知することにより

本サービスを解約することができるものとし、また本サービスの解約について甲乙が書面により合意した場合は、直ちに解約することができます。

## 第 21 条 本サービスの終了

---

1. 甲または乙につき、次の各号の事由が発生した場合には何らの意思表示も要さず本サービスは直ちに終了します。
  - ①破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立
  - ②手形交換所の取引停止処分
  - ③自らまたはその代理人からの任意整理を開始する旨の権利者に対する通知、あるいは任意整理のための債権者集会における債権者委員会による整理着手の公表
  - ④資金不足・取引なしの理由による振出手形・小切手の不渡り
  - ⑤営業の廃止、本店あるいは本店事務所の閉鎖
  - ⑥その他前記各号に準ずる事由
2. 甲または乙は、相手方当事者が本規約に違反し、書面により相当期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、その是正をしなかった場合には、何時でも本サービスの提供を停止することができます。
3. 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、催告その他何らの手続をとることなく直ちに本規約を解除することができます。
  - ①甲が第 22 条第 1 項および第 2 項に違反した場合等、甲の営業内容または業態が公序良俗に反すると乙が判断した場合
  - ②その他、甲に乙との信頼関係を破壊するに足る著しい不当行為があった場合

## 第 22 条 反社会的勢力の排除

---

1. 甲および乙は、現在または将来にわたって次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、これを保証します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係会社
  - (5) 総会屋など、社会運動標榜ゴロ
  - (6) その他前各号に準ずるもの

2. 甲および乙は、現在または将来にわたって前項各号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にあるもの（以下、「反社会的勢力など」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明し、これを保証します。

- (1) 反社会的勢力などによってその経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力などが、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力などに対して資金などを提供し、また便宜を提供するなどの関係
- (4) その他反社会的勢力などとの社会的に非難されるべき関係

3. 甲および乙は、第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、これを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4. 甲および乙は、自らまたはその役員ないし従業員が反社会的勢力などでないことに関する弊社の調査に協力し、あるいは弊社に求められた資料などを提供することを表明し、これを保証します。

## 第 23 条 本規約等の変更

---

1. 乙が本規約等の変更を行う場合、乙は変更後の本規約等の内容をウェブサイトにて通知するものとし、通知した時点から効力を生じるものとします。ただし、本規約等の変更前に第 8 条により開始した本支払保証については、変更前の本規約等を適用します。なお、本規約等変更後、甲が本サービスを利用したことをもって、甲は本規約等の変更に同意したものとします。
2. 内容如何を問わず、変更後の本規約は乙のウェブサイトに常時明記します。
3. 甲乙間で別途、個別契約がある場合は、個別契約に規定する事項は本規約の各条項に優先するものとします。

## 第 24 条 計算時の端数処理

---

1. 本規約において、本規約に定める算式により計算された金額に 1 円未満の端数がある場合は、1 円未満を切り捨てるものとします。

## 第 25 条 日数の計算方法等

---

1. 本規約において、営業日とは乙の営業日とし、定められた期日が乙の休業日であるときは、その翌営業日を指すものとします。
2. 本規約において、各期日の計算方法は、基準日から計算するものとします。
3. 本規約において、日数の計算を以下のとおりとします。なお、以下の期間を計算する初日を「始日」というものとします。
  - ① 1週間：始日から次に始日と同曜日になる前日まで
  - ② 1ヶ月：1日を始日とするときは、始日からその末日まで  
1日以外を始日とするときは、始日から翌月同日の前日まで
  - ③ 1年間：始日から翌年同月同日の前日まで

## 第 26 条 協議

---

1. 甲および乙は、本規約について定めのない事項または事項の解釈について疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

## 第 27 条 合意管轄

---

1. 甲および乙は、本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第 28 条 準拠法

---

1. 本規約等に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

2026年1月14日制定